市第 137 号議案

横浜市三殿台考古館等の指定管理者の指定 次のように横浜市三殿台考古館等の指定管理者を指定する。 平成27年12月4日提出

横浜市長 林 文 子

| 名 称 | 指 | 定管理者 | 指定の期間 |
|---------|----------|---------------|-------------|
| | 所 在 地 | 名称 | |
| 横浜市三殿台考 | 都筑区中川中央 | 公益財団法人横浜市ふるさと | 平成28年4月1日か |
| 古館、横浜市歴 | 一丁目18番1号 | 歴史財団 | ら平成38年3月31日 |
| 史博物館、横浜 | | 理事長 五 味 文 彦 | まで |
| 都市発展記念館 | | | |
| 、横浜ユーラシ | | | |
| ア文化館及び横 | | | |
| 浜開港資料館 | | | |

提案理由

横浜市三殿台考古館等の指定管理者を指定したいので、地方自治 法第244条の2第6項の規定により提案する。 市第 137 号

参考

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第1項から第5項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは 、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ ならない。

(第7項から第11項まで省略)